

## 騒音規制法における空気圧縮機に係る規制の状況等について

### 1 騒音規制法の概要

- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）は、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。
- 規制対象施設となる特定施設は、「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるもの」とされており、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）において特定施設として、「空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）」を含む 11 種の施設が定められている。
- 同法では、都道府県知事や市長・特別区長が指定した地域に特定施設を設置する場合は、当該施設を設置する 30 日前までに市町村長や特別区長に届出を行わなければならないが、届け出なかった場合は、罰則の対象となる。また、規制基準を超える騒音により周辺的生活環境が損なわれていると認められる時には、市町村長や特別区長による改善勧告や改善命令の対象となる。

### 2 規制対象施設に係るこれまでの見直し検討状況

(1) 騒音規制法の規制対象施設の在り方について（中間答申）（中央環境審議会 平成 8 年 11 月 28 日）

- 平成 8 年には、中央環境審議会に対し諮問のあった「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（諮問）」について、中間答申（平成 8 年 11 月 28 日）を取りまとめた。同答申においては、同法の規制対象施設として切断機を追加することが適当であるとしたが、ボイラ、冷凍機、冷却塔（クーリングタワー）については「規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある。」とされた。
- また、同答申においては、今後の検討に当たっての課題として、「規制対象施設の追加等に当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。」との指摘がなされている。

(2) 騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次答申）（中央環境審議会 平成 21 年 6 月 28 日）

- 平成 20 年度より、中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会において、ボイラ、冷凍機、冷却塔に加え、「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」（平成 16 年 3 月閣議決定）において規制対象外とする旨の要望があったスクリーン式圧縮機について、特定施設としての規制対応の他、製造メーカーが施設に騒音

レベル等を表示することなどにより、メーカー側における低騒音化の取組や設置者側における低騒音機器の導入を促す制度(以下「騒音ラベリング制度」という。)等の規制以外の手法など、施設の対策・低騒音化に向けた今後の在り方について幅広く検討を行い、第二次中間報告がとりまとめられた。

- 騒音振動部会においてこの中間報告を基に審議し、第二次答申(平成21年6月28日)が取りまとめられた。同答申においては、今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、個々の騒音発生施設の騒音レベル、施設の普及台数、苦情件数、地方公共団体における条例化等の状況を総合的に勘案し、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や自主的取組手法である「各種ガイドライン」等の規制以外の手法について検討することが適当であるとされた。

(3) 騒音ラベリング制度導入マニュアル(環境省 平成25年3月)

- 第二次答申を受け、環境省では、平成25年3月に騒音ラベリング制度導入マニュアルを策定している。
- また、一般社団法人日本産業機械工業会では、同工業会下の汎用圧縮機委員会に参画している企業の販売する回転形圧縮機のうち、条件を満たした機器に貼付することができることとしている。(参考資料2-4参照。)